失踪宣告

平成２４年（家）第１８１号
本籍宮城県登米市南方町宿畑57番地１、最後の住所宮城県東松島市野蒜洲崎67番地143
不在者　亀井　忠司
昭和27年10月８日生
平成24年11月23日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所石巻支部裁判所書記官

平成２４年（家）第６２号
本籍福島県いわき市常磐湯本町八仙38番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　大場よしゑ
大正３年４月25日生
平成24年11月23日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所いわき支部裁判所書記官

平成２３年（家）第８２２号
本籍埼玉県所沢市林３丁目563番地31、最後の住所埼玉県所沢市林３丁目563番地の31
不在者　高増　邦彦
昭和17年10月15日生
平成24年11月22日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

平成２３年（家）第４７５号
本籍富山県魚津市三ケ1621番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　大道　自子
大正10年８月30日生
平成24年11月20日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所魚津支部裁判所書記官

平成２３年（家）第１７７号
本籍福井県越前市大滝町第11号５番地、最後の住所福井県鯖江市三六町以下不詳
不在者　山下サヨ子
昭和13年３月17日生
平成24年11月22日失踪宣告審判確定
福井家庭裁判所武生支部裁判所書記官

平成２３年（家）第１６０４号
本籍岐阜県本巣郡北方町北方287番地、最後の住所岐阜県各務原市蘇原三柿野町298番地１
不在者　神谷　　清
昭和７年５月９日生
平成24年11月27日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第２８４号
本籍島根県益田市金山町ロ95番地、最後の住所香川県さぬき市造田是弘359番地３
不在者　齋藤　健一
昭和55年３月１日生
平成24年11月22日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第１号
釧路市春日町６番地６
申立人　株式会社イトカン
代表者代表取締役　橋本　佳育
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月20日
平成24年11月21日　標津簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ116727
金額　478,098円
支払期日　平成24年９月10日
支払地　北海道目梨郡羅臼町
支払場所　大地みらい信用金庫羅臼支店
振出日　平成24年６月12日
振出地　北海道目梨郡羅臼町
振出人　有限会社山崎孝商店　代表取締役　山崎　　昇
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
東京都八王子市上壱分方町309番地の４
申立人　上松電気株式会社
代表者代表取締役　上松　隆夫
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月20日
平成24年11月21日　新発田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ0043245
金額　600,000円
支払期日　平成24年９月30日
支払地　新潟県新発田市
支払場所　株式会社北越銀行新発田支店
振出日　平成24年６月11日
振出地　新潟県新発田市
振出人　新発田建設株式会社　代表取締役社長　渡辺　明紀
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目４番８号
申立人　小林建材株式会社
代表者代表取締役　小林　信基
申立人代理人弁護士　大槻　　直
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月20日
平成24年11月22日　栃木簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＡ02565
金額　8,846,000円
支払期日　平成24年８月５日
支払地　栃木県栃木市
支払場所　株式会社足利銀行藤岡支店
振出日　平成24年４月28日
振出地　栃木県栃木市
振出人　株式会社丸新生コン　代表取締役　阿部　靖之
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＡ00938
金額　3,000,000円
支払期日　平成24年７月５日
振出日　平成24年３月31日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続における保全管理命令

平成２４年（フ）第１６８２号
埼玉県鴻巣市笠原177番地１
債務者　社会福祉法人翌檜会
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　長島　佑享
平成24年11月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４４８１号
千葉県市原市能満字東四辻1866番１
債務者　株式会社クレールインターナショナルクリエート
代表者代表取締役　鈴木　　昇
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀井　弘泰
４　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４５２号
東京都中央区八丁堀３丁目27番４号
債務者　株式会社アート・マイティ・システム
代表者代表取締役　杉山　香澄
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　明子
４　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５１号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡２丁目８番７号
債務者　株式会社パミロールインターナショナル
代表者代表取締役　鶴林　　昇
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　大助
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部